

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第404号)

平成17年9月9日

横情審答申第404号

平成17年9月9日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年9月24日道路第889号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「土地区画整理事業等の施行区域内道路に関する事務取扱要綱第12条で言う
事業完了報告書（当該請求に係る部分）」の非開示決定に対する異議申立て
についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「土地区画整理事業等の施行区域内道路に関する事務取扱要綱第12条で言う事業完了報告書（当該請求に係る部分）」を不存在のため非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「土地区画整理事業等の施行区域内道路に関する事務取扱要綱第12条で言う事業完了報告書（当該請求に係る部分）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成15年7月1日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

異議申立人（以下「申立人」という。）の望む土地区画整理事業等の施行区域内道路に関する事務取扱要綱（昭和50年3月1日制定。以下「事務取扱要綱」という。）第12条には、土地区画整理事業施行者が換地処分等事業完了時に道路管理者に提出する事業完了報告書について記載されているが、事務取扱要綱第13条には道路管理者は事業完了報告書を受けたときに道路法（昭和27年法律第180号）の手続を行うことと記載されており、事業完了報告書が道路法手続に必要な書類であることを述べている。

しかし、本件請求に係る当該地については、換地処分前に道路管理等を横浜市で行うために、道路法手続の申請書として住宅・都市整備公団（当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）から平成4年5月1日付の路線引継依頼及び平成5年11月2日付の路線引継依頼を受けており、平成4年6月15日及び平成6年3月15日には道路法による認定、区域決定、供用開始の告示の手続が終了しているため、要綱上は道路法手続に必要な書類である申立人の望む事務取扱要綱第12条の事業完了報告書は受けておらず、保有していない、また将来取得することもない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 申立人の求める請求文書とは、事務取扱要綱第12条によって取得・作成を義務づけられたものである。その文書を取得・作成していないことなどありえない。再度探してほしい。

5 審査会の判断

(1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、公団施行による土地区画整理事業で、宅地を整備するための宅地造成工事についても、公団が施行している。

港北ニュータウン第二地区宅地造成工事は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、横浜市と公団との間で宅地造成工事に関する協議が成立し、横浜市は、宅地造成工事に関する審査・検査業務を行い、平成9年3月31日にすべての工事が完了している。

港北ニュータウン土地区画整理事業により整備された公共施設（道路）は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第105条及び第106条の規定により、横浜市が公団から管理引継ぎを受け横浜市に帰属することになっている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、開示請求書に添付された図面の部分に関して事務取扱要綱第12条に規定されている事業完了報告書を申立人が請求したものである。

事務取扱要綱第12条には、「事業施行者は、換地処分等事業が完了したときは、速やかに道路管理者に対し、次の図書を添付して事業完了報告書を提出しなければならない。（以下省略）」と規定されている。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は本件申立文書を取得した事実はなく保有していないとし、申立人は事務取扱要綱第12条によって取得・作成を義務づけられたものであり本件申立文書は取得しているはずだと主張している。

イ 当審査会では、本件申立文書の存否を確認するため、平成17年7月22日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件請求に係る当該地については、公団及び都市計画局長（当時。現在は、

都市整備局長）から道路工事完了後に道路引継ぎを行いたい旨の要望があり、換地処分を待たずに公団から道路の管理を引き継ぐために、道路法手続の申請書として公団から平成4年5月1日付及び平成5年11月2日付の路線引継依頼を受けて、平成4年6月15日及び平成6年3月15日には道路法による認定、区域決定及び供用開始の告示の手続を終了している。それぞれ土地区画整理事業における換地処分前に道路法の告示の手続を行っており、事務取扱要綱の内容とは異なる手順で道路管理等を行っているため事務取扱要綱第12条の事業完了報告書は受けておらず、将来取得することもないため、保有しておらず非開示とした。

- (イ) 公団からの路線引継依頼による本市の当該道路の引継ぎは、土地区画整理法第106条第2項及び第4項に基づくもので、路線引継依頼書に添付される図書は、事業完了報告書に添付される図書とほぼ同様のものであり、道路法の告示の手続を行う上で必要な図書は備えている。

ウ 当審査会としては、実施機関の事情聴取を踏まえ、以下検討する。

当審査会で事務取扱要綱を確認したところ、施行区域内の事業道路を道路法上の道路とする取扱いと同要綱第13条に「道路管理者は、前条の事業完了報告書を受けたときは、速やかに必要な路線の認定、廃止、変更並びに道路の区域の決定、変更及び供用の開始の手続を行うものとする。」と規定されており、同要綱第12条に規定されている換地処分等事業が完了したときに行われることが認められた。したがって、事務取扱要綱は換地処分前に道路法上の道路とすることを予定していないものである。このため、当該道路については換地処分前に道路法の告示の手続を行っており事務取扱要綱の内容とは異なる手順で行われたものであり、事務取扱要綱の規定は適用されなかったことから文書は存在しないとする実施機関の説明は特段不合理であるとは言えない。

エ また、公団からの路線引継依頼による本市の当該道路の引継ぎは、土地区画整理法第106条第2項及び第4項に基づくものであるとする実施機関の説明も土地区画整理法に照らして判断すると特段不合理であるとは言えない。しかし、土地区画整理法は管理引継ぎに際してどのような図書を添付させるか等の詳細は規定しておらず、路線引継依頼についてその取扱いを定めた要領等の存在も見受けられないことから、当該道路の管理引継ぎのように換地処分前に道路法上の道路とする場合における手続も事務取扱要綱によって規定されるべきであると考える。

オ 実施機関は、路線引継依頼書に添付される図書は、事業完了報告書に添付される図書とほぼ同様のものであり、道路法の告示の手続を行う上で必要な図書は備えているとするが、これは道路法上の道路とする上で支障がないということであり、事務取扱要綱第12条に事業施行者は換地処分後に事業完了報告書を提出しなければならないとしていることから、事業完了報告書の提出が不要であるとまでは言えない。その意味で、申立人が事務取扱要綱第12条に定めがあるのだから事業完了報告書は取得しているはずだとの主張も理解できるものである。

カ また、実施機関に事務取扱要綱第12条に基づいて事業完了報告書を受けた事例があるのかを確認したところ、港北ニュータウン土地区画整理事業により整備された道路はもとより、そのほかの土地区画整理事業で整備された道路についても例がないとのことであった。当審査会としては、このように活用されていない要綱をそのまま放置することは、土地区画整理事業等の施行区域内道路の引継ぎに関する事務に関して実施機関の対応がその時々 to 個別的であるとの感は否めず、市民等に不信感を与えかねないことから、事務取扱要綱に即した取扱いをするか、あるいは事務取扱要綱を見直すなどの必要があると考える。

キ しかしながら、当審査会としては、路線引継依頼書をもって道路法上の道路とする告示を行うための図書は受けているが、事業完了報告書は取得していないとする実施機関の主張について、これを覆す事実を確認することはできなかった。

ク なお、当審査会で確認したところ、実施機関は非開示理由説明書において申立人が求める道路のすべての区間について応えているものではないことが認められた。この点について、事情聴取の際に実施機関に確認したところ、新羽荏田線の上部にある京塚歩道橋部分は、新羽荏田線が既に道路法上の道路として供用開始の告示がされているため、事業完了報告書を受ける余地がないとの説明であった。実施機関は、非開示理由説明書を作成するに当たっては開示請求対象についてもれなく非開示理由を記載すべきである。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年9月24日	・ 実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年10月24日 (第21回第二部会) 平成15年10月31日 (第22回第一部会)	・ 諮問の報告
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成17年7月8日 (第66回第二部会)	・ 審議
平成17年7月22日 (第67回第二部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成17年8月12日 (第68回第二部会)	・ 審議